

民主主義イメージの分析と人権の現状 (V)

橋本 富郎

人文社会教室

(1986年9月5日受理)

Identifying an Image of Democracy (V)

Tomiro HASHIMOTO

Department of Humanities

(Received September 5, 1986)

How is a man able to become a citizen who can set limits to his desires in an excessively democratic society? —by realizing a principle of self-restriction.

The author presents three proposals for that principle —(1) renewal of the sense of history (in the preceding volume), (2) reexamination of the idea and reality of the state (in this one) and (3) reconsideration of the relation between human rights and the state (in the next-coming one).

The modern state is a nation-state, which provides the nation with a system of value or a common sense on which they live. This kind of a standard way of thinking and acting must circumscribe their desires within a sound scope.

〔以下の論考は、名古屋工業大学学報第37巻(1985年)所収の拙論「民主主義イメージの分析と人権の現状(IV)」から続くものである〕

「社会において、ある一定量の力は、ある人々の手中に、また、ある名称のもとに、常に必ず存在しなければならないのです」
(エドモンド・バーク)

「ふるさとの訛なつかし、停車場の人ごみの中にそを聴きにゆく」

(石川啄木)

10. 国家観念の問い直し

筆者は前巻において、「過剰民主主義病」と名づけた病状下で公民を育成する方策として、三つの提言を行ない、そのうちの第一のもの、すなわち中庸ならびに歴史の感覚を蘇生させようとの提言について検討を終えたのであった。そこで続いて本節では、第二の提言、すなわち国家の実体を直視し、その意味と役割を問い直す作業に進もうと思う。

ではなにゆえに国家に着目するのか。筆者はすでに日本の現状をこう診断した——「……そこでは国家的重圧による個人の捕捉・宗教による規範・道徳による拘束などは、本来の人間の内的善をちっ息させ、不幸に陥れる外的要因であるがゆえに、可能な限り取り除かれねばならない、とされる始末である」¹⁾、と。

道徳は戦後から今日にいたるまで、虐待され続けたといってもいいであろう。口にされるや否や、それは反動

勢力の手段としてうけとられ、戦争の国民的基盤を用意することによって「いつか来た道」へわれわれを連れもどす代物として忌避されてきたのである。

これに関連して、筆者の記憶に鮮明に残る場面がある。大相撲の力士小錦が破竹の勢いで昇進を続けていたころ、NHKテレビがかれの故郷ハワイに住む父親にインタビューをした。番組の最後に、息子さんに伝えたいことがありますかと尋ねられた父親は、20歳を過ぎた息子へきまじめな顔つきでこう伝言したものである——「Behave yourself and be honest (行儀よくしろよ、正直にな)」。前述したような風潮のなかで、行儀とか正直とかの言葉は、親が子をさす場合にさえほとんど耳にしなくなった感があるし、また、子供の方でも何かシラジライしい気持ちで聞くありさまではなからうか。それだけにかの父親の言葉と表情が、筆者には新鮮な驚きと映じたのであろう。

宗教についても事情は同じであって、何らかの宗教的規範に即して常住坐臥を送っている人々の数はごく限ら

れたものと思われる。それどころか、宗教の欄に無神論者と記入して外国人をびっくりさせたといういわゆる進歩的文化人もいるくらいなのだ。果たして、マルクスにならって「宗教は人民のアヘンである」⁹⁾とうそぶく人間が合理的精神の持主であり、反対に篤信の生活者は蒙昧なのであろうか。いや決してそうではあるまい。自分を超えた存在や人知の及ばぬ力やを知ることは、人間に畏怖と慎しみを教えることになるのではないか。そして畏怖と慎しみは、人間の心と生活の確かな拠り所となり、安心立命を得るよすがとなるのではないか、と思うのである。

しかし筆者は政治学徒であり、道徳や宗教についてこれ以上言及する資格をもたないのであって、これらの問題性をめぐる詳論は哲学者や社会学者に譲るほかない。筆者には最後の論題、すなわち「国家的重圧による個人の捕捉」が残るわけであり、これが、本節における国家観念の問い直しの作業にはかならない。ただ、重圧や捕捉なる表現は誤解を生む恐れなしとしないから、あらかじめ筆者の結論を先取りして言えば、国家は自らのふたつの側面を通して、その国民の間に中庸と歴史の観念を想起せしめることによって、人間の自己抑制の原理となりうるのではないか、ということである。

もしそうだとするなら、昨今流行のようにただいざに国家をばば悪徳なものとして決めつけ、目の仇としてしかこれを見ないというような事態は、多少とも改善されようと思う。

なるほど、「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する」というアクトン卿の箴言には真理が含まれるであろうが、しかし同時に、国家とその国民との間にあるのはただ不信感のみという事態が、国家と国民双方にとって不幸な状態であることもまた確かではなからうか。

I. 国家のふたつの顔

さて、筆者はかつて20歳前後の大学生56名を対象にして、かれらがどのような国家イメージを抱いているかを調査したことがある⁹⁾。コッカ(国家)という言葉聞いてかれらがいったい何を連想するかを問うたのである。その際、あわせてクニ(国)についても同様に答えさせたところ、下の結果が得られた。(ただし、掲載の順序は不同で、ペーリングも無視した。数字は人数。数字の記されていない場合は1人)

コッカから連想する事物

クニと重複するもの： 政治⁹⁾、日本4、戦争3、民族2、政府、国民、平和、ソ連

クニと重複しないもの： 権力(力を含む)7、法

律2、統一2、帝国、経済、国会、軍勢力、自由、統治、主義、君が代、日の丸、体制、共産主義、政治的にみた国、財政、機密、国歌、作戦、同日選挙、生活を保障してくれる機関、治安、中曽根首相、大きくかたい、三権分立、独裁、連合。

クニから連想する事物

コッカと重複するもの： 日本13、民族3、平和3、国民2、政府、戦争、ソ連。

コッカと重複しないもの： 土地(土を含む)4、人の集り(人びとを含む)3、領土2、伝統、庶民、おとぎの国、輸出、いなか、やまたい国、ある国をさした時の地図上の国、地図、水、自然、ふるさと、民話、愛国心、歴史、資本主義、たんに一般的にみた国、神風、純粹、天皇、身近な自分の国、人民、民主主義、世界。

この結果から、国家から連想された事物(以下コッカ群と略称する)と国から連想された事物(同様にクニ群とする)には、それぞれかなり顕著な傾向があり、したがって、両者の間にはっきりした相違を読みとることができるのではないだろうか。その限りにおいて、時に政治的無関心の代表ともいわれる現在の青年たちも、存外、日常の生活体験のなかで、理くつではなく、いわば肌で国家の実体を感じとっているといえるかもしれない。すなわち筆者の目には、コッカ群が近代の国家の権力的側面を、他方クニ群がその価値的側面をそれぞれ象徴しているように思われるのである。

(1) 国民国家(nation state)の権力的側面

第一に両群で重複する事物については、コッカ群では〈政治〉が56名中9人で最多数である；第二に重複しない事物については、コッカ群では〈権力〉、〈法律〉、〈統一〉が複数人によって連想されている；第三に重複せず、1人だけが連想したコッカ群では政治の制度や過程に関連する事物が多い、といえるだろう。

これらの連想は、ほぼ正しく統治機構としての国家を指している。つまり nation state の state の部分に相当する。近代の国民国家の特質は、一定の領域内において絶対的かつ中央集権的な権力が、さまざまな機構や制度(警察、軍隊、裁判所、官僚など)を通じて一元的な支配を行なうという点にあるのである。

ヴァレリーは辛らつにも、「もしも目で人を殺すことができたなら、もしも目で人を妊娠させることができたなら、往来は死体と妊婦で一杯になるだろう」¹⁰⁾と書いたが、われわれ人間に多少なりとも潜在的な犯罪人的欲望があるとすれば、その幾分かは、国家権力の介入によって達成を妨げられているといっていいいであろう。その意味で人間の生活は不断に力と秩序による強制の下におかれて

いるわけである。

もっとも極端な場合を想定してみると、暴動や大災害が発生した非常事態に、逃げまどう人びとで道路が混乱しているならば、銃による威嚇をもってしてでもかれらを脇へ押しのけ、鎮圧や救助のための軍隊を最優先させる——これが国家の任務であろう。それは有無を言わせぬ非情さであるが、必要にして欠くべからざる非常さだと考えねばならない。子供とはぐれて半狂乱になっている母親を銃で追い立てるとは……という個人の感情のレベルと、国家のレベルとを混同してはならない。

政治指導力の重要性についても同様のことが言える。強力な政治指導は民主制になじまない、というわけではない。むしろ、かえって民主制であればこそ、時として大衆の意に反するような仕方でも、しかもかれらの真の利益を実現するために、強力な政治指導力が要請されねばならぬこともあるであろう。

トウキューディデースは、ギリシア・アテネの民主政治家ペリクレスをそのような典型として描き、賞讃を惜しまない。ペリクレスには識見と潔白が備わっていると述べたのち、こう断言している——「……何の恐れもなく一般民衆を統御し、民衆の意向に従うよりも己れの指針をもって民衆を導くことをつねとした。これはペリクレスが口先一つで権力を得ようとして人に媚びなかったためであり、世人がゆだねた権力の座にあっては、聴衆の意にさからっても己れの善しとするところを主張したためである。たとえば、市民がわきまを忘れて傍若無人の氣勢をあげているのを見ると、ペリクレスは一言放つてかれらがついに畏怖するまで叱りつけたし、逆にいわれもない不安におびえる群衆の士気を立て直し、ふたたび自信を持たせることができた。こうして、その名は民主主義と呼ばれたにせよ、実質は秀逸無二の一市民による支配がおこなわれていた」⁶⁾、と。

それにひきかえ、後代の指導者たちが民衆の大声にただ迎合するのみで、政策の指導権を民衆の恣意にゆだねてしまったために、多くの政治的過失の禍根を生ぜしめたのだ、とトウキューディデースは慨嘆を隠していない。もって銘すべしであろう。

ところがコッカ群のなかに、筆者の注目をひく連想が含まれている。〈自由〉と〈生活を保障してくれる機関〉のふたつがそれである。

後者については、拙論で既に触れたのでここで深く立ち入りはしないけれども、ある法哲学者の評語を借りて、「日常生活に密着した利益や要求をとにかく公権力機関の力を借りてでも確保し実現しようとする、独特の生存権感覚」⁷⁾が顔をのぞかせているとだけいっておこう。

問題なのは〈自由〉である。果して、「国家が一時的かつ一見民意に逆行するかのように見える場合でも、最終

的には国民の自由を守ることがあるものだ、ちょうどペリクレス指導下のアテネの如くに」、と学生は考えて国家から〈自由〉を連想したのだろうか。そうしたいわばワン・アクションを入れた思考過程を経て答えたとはどうも想像しがたい。それよりももっとストレートに、文字どおり国家はわれわれの自由を守ってくれるものであると軽く回答した、と解するのが妥当であるとして論を進めよう。

いわゆる自由権は、国家からの束縛や干渉を排除して得られた空間に宿るものであるとすると、この〈自由〉の連想をどう説明すべきであろうか。

ここにふたつの調査結果がある⁷⁾。最近の日本人がどのような機関・組織を個人の自由や権利の擁護者と考えているか、を見ようというものである。京都大学調査では1位警察31.9%、2位家族30.4%、3位裁判所25.5%であり、NHK調査では1位裁判所32%、2位警察26%、3位家族22%となっている。

ふつうの社会通念に従えば、自由や権利の侵害者と目されるはずの警察が1、2位を占めるとは、まことに興味深い。自由権と生存権(社会権)との原理的区別がいまいであるとの法哲学者の指摘を正しいとせねばなるまい。〈自由〉の連想もこのふたつの調査結果と軌を一にするものであって、自由権というよりはむしろ前記の「独特の生存権感覚」の一種と解釈すべきなのであろう。

以上なぜ筆者が、国家の非情なまでの素顔と強力な政治指導とをことさらに強調したのか、ついで、なぜ自由権と生存権に言及したのか。その理由はこうである。昨今のテレビのインタビューや新聞の投書欄には、「国家よ、ただひたすら優しくあれ」式の主張が数多く登場し、かつ、マスコミがしばしばそうした民の声こそあたかも天の声であるかのように扱うのに出くわす。そこでは、国家(権力)と自由権や生存権との関係が、緊張と助長との適切なバランスで捉えられていないのを見出すからである。

ところで、近代国家の理論的基礎はどのようになっているであろうか。その礎石をすえたのはホッブズを嚆矢とする市民革命期の思想家、ハリントンやロックたちであった。かれらにとって出発点はあくまでも市民社会なのであって、国家はのちにその外延に組織されるところの、よそよそしい外的な存在でしかなかったと結論していいであろう。

ホッブズおよびかれの後継者たちのほとんどが前提した市民社会の人間は、本来的に自己保存のための個人的権利を有しているとされる。たとえばロックの場合の自由・平等・財産がそれである。

しかし、それらの権利の性質を鋭く衝いたのはマルクスであった——「……己が思いのままに、他人とかかわり

なしに、社会からは独立に、己が資産を享受しかつ処理する権利、私利の権利、「……エゴイスト的人間、人間からまた共同体から切り離された人間、の権利にはかならぬ」⁹⁾、というのである。

たしかにホブズの人間はこうした権利を行使しつつ私的な利益・願望を達成しようと企てて、各々が自己本位の生活を送るのである。しかし当然のなりゆきとして、利害の衝突が発生し、市民社会は不安定とならざるをえない。ここにルールを設定して利害の調整を図ったり、ルール違反行為を取締ったりする強制権力（ホブズはこれを「主権」と呼ぶ）の必要が生じる。そこで市民社会の人間たちは契約の手続きを通して国家を創設する、という次第である。

以上の概観からも明らかなように、こうした国家はエゴイズムを基本原理とする市民社会から生み出されてきて、市民社会の実際の必要を満たすためのたんなる便宜的な手段としてしか認識されていない、というべきであろう。あくまでも国家とは、現代イギリスの代表的政治学者も指摘するように、「かれら[イングランドの自由主義者]が……、国家を一個の手段と、しかも、個人の利害に奉仕しうるその限りにおいてしか価値を有さぬ手段と一貫して見なしてきている」⁹⁾といった類の存在なのである。

それゆえに、もしも政府が市民社会の便宜を図る能力を喪失してしまった場合、まして市民の権利を侵犯した場合には、ただちに市民は無能または専横な政府を放逐し、別の政府に代役を命じるのである。あたかも主人が役に立たぬ奴隷を意のままに処分するような具合に、である（ロックのいう抵抗権にはかかるニュアンスがある）。

しかしながら、こうした市民社会の機械的、無機的な国家論——コッカ群のなかに、〈大きくかたい〉という連想があったのを想起せよ——は、果して充分なものといえるであろうか。国家にそういう性質——これが国家の権力的側面であり、state としての国家である——があることは疑いをいれないけれども、しかし同時に筆者には、国家にいまひとつの有機的な側面があるように思われてならないのである。

さて、すでに18世紀末のイギリスにおいて、国家を市民社会の従僕に貶しめるような理論に対して論陣を張ったのは、近代保守主義の父とも目されるパークであった。かれはこう認めている——「なるほど、社会は一つの契約です。単なる一時的の利益を目的とする下級な契約は、勝手に取り消すことが出来るでしょう。しかし、国家というものは、胡椒やコーヒーやキャラコや煙草などの商売、または、これらに類する低級な事業の組合契約と同じように考えられてはならないのです。それは、ささい

な、一時的の利益のために形成されたり、党派の気紛れによって解消されたりしてはならないのです。国家は、普通の組合とちがった尊敬の念をもって見られなければならないのです。というのは、一時的で死滅する性質をもっている下品な動物生活のみに役立つ事物を対象とした組合ではありませんから。それは、あらゆる科学の組合です。それは、あらゆる芸術の組合です。それは、あらゆる美術の組合です。そして、全く完成された組合です。かような組合の目的は、幾時代を経ても達成されるはずがありません。したがって、それは、現に生存している人々との間の組合であるばかりでなく、すでに世を去った人々や、将来生まれ来る人々との組合ともなるのです。おのおのの単独国家の各契約は、永遠な社会の偉大な太古の契約の一項目に過ぎないのです」¹⁰⁾。

前出の調査対象の学生たちは、パークの国家論の要諦をば、おぼろげながらも肌で感じとっていたのではないか。クニ群は、とりもなおさず国家のいまひとつの重要な契機を示唆しているのではないだろうか。

(2) 国民国家の価値的側面

前掲の結果をみれば、第一にコッカ群とクニ群で重複する事物については、クニ群では〈日本〉が56名中13人の多きを占めている；第二に重複しない事物については、クニ群では〈土地〉、〈人の集り〉、〈領土〉が複数人によって連想されている；第三に重複せず、1人だけが連想したクニ群では、具体的な時間と空間を指し示す事物が多い、という3点が目をひく。

なかでも、〈自分の国、身近〉（傍点筆者。ちなみにこれとペアになっているコッカ連想は〈大きくかたい〉である）をここでの鍵言葉として、筆者なりにクニ群の解釈を試みる。

〈土地（土を含む）〉は、〈地図〉上に図示され目に見える。山紫〈水〉明の〈自然〉がある。それらが、おじさん・おばさん・あの友・この友といった〈人びと〉を育み、〈民話〉が生まれ、父から子へ、子から孫へと語り継がれてきた。時の流れは幾世代の営み〈歴史〉を〈伝統〉に変えた。〈いなか〉とは、兎追いし山であるとともに、心の〈ふるさと〉なのである……。

そうした〈人びと〉は、長期間にわたって同一の言語・習俗・宗教・家庭・しつけ等を共用してきたがゆえに、その間に共通の思考と行動の様式（＝価値体系）を共有することになる。俗に常識を身につけるとは、こういうことを指すのであろう。あるいは社会通念と呼ぶこともできようか。常識はだれでもが共有の、ごくありふれた普通の（common）感覚（sense）であるから、それに即して判断すれば、相手の反応を予測することが可能となるので、〈人びと〉の間では安定した人間関係を形成することができるのである。逆に社会生活上このような共通

基盤をもたない人間同志は、ギクシャクせざるをえなくなるにちがいない。

こうした意味での常識あるいは社会通念は、法や政治と深いかわりをもっている。ある新聞のロンドン特派員が「古さ新しさ」と題するコラムのなかで、つぎのようなひとつのエピソードを報告している：¹¹⁾

あるホテルの経営者がチョウザメを買ったが、「英国領海内でとれたチョウザメは王室のもの」という法律があるのを聞き驚いた。バッキンガム宮殿に「すぐお送りする」と伝えたが、すぐに返事がこなかったため、チョウザメを目玉商品にして慈善夕食会を開いた。だが当日になって宮殿から「ちょうだいする」の返事が届いたので、経営者は急ぎょ氷詰めで輸送した。夕食会は気の抜けたものになってしまった。慈善に使われるはずだったと知った宮殿があわてて、「送る必要なし」と伝えたが、すでに発送されたあとだった。件の法律は実は1324年にエドワードII世の出した指令である——というのである。

およそ法律や命令がゆき渡り、広く受容されるためには、国家(統治機構としての state) 権力が物理的強制力による恐怖をかきたてるだけではしよせん無理であって、〈人びと〉が従うべきものとしての権威を認めてはじめて自ら進んで服従するようになるのである。そしてかれらが権威を認めるのは、長い歳月を経た常識に照らしてみても、法の目的と方法が妥当であるときである、といってよい。これが歴史の重みというものであろう。まことに法もまた、究極的には歴史のなかに身を潜めてこそ効力をもちるといわねばならない。すでに筆者は前節において、歴史感覚をもって人間の自己抑制の原理と目したのであったが、このエピソードはその雄弁な証左であり、いまいちど歴史感覚の蘇生の重要性を指摘しておきたいと思う。

反対に、常識を異にするがゆえに分離してしまった〈人びと〉の例を、ある国際政治学者に語ってもらおう¹²⁾。かつてのマレーシア国家にはマレー人(回教徒)と華僑とがほぼ同数ずつ住んでいた。しかし両者の関係はうまくゆかず、とうとうシンガポールが分離した。その間のいきさつをある人がこう評したというのである——「豚を食べる人びとと豚を食べない人びととの間がうまくいかないのは当り前のことだよ」と。

食生活の差違は日常茶飯のささいな事柄であるかもしれない。しかしその背景に、厳格な宗教上の戒律という絶対原理と、それが幾星霜にわたって培ってきた習慣とが存在することに思いいたるとき、食生活の差違は〈人びと〉と別の〈人びと〉との差違という様相を帯びてくるのである。常識は政治の世界にも影を落している。

さて、こうした意味での常識または価値体系を重視して国家論を展開した代表的思想家はヘーゲルであっ

た¹³⁾。かれは、私的な「欲求の体系」としての市民社会と、その欲求を満たすための便宜的手段としての国家(政治的国家とヘーゲルは呼ぶ)とのふたつのほかに、いかなる限定もない国家、まさしく国家と呼ばれるべき国家概念を提示する。

この国家の核心は、ヘーゲルが人倫と呼ぶ契機のうちにある。人倫とは、「共同体の成員の行動や態度のなかに生き生きと作用し、(いわば)かれらの関係を規制する慣習、法、および制度のなかに包摂されたこれらの共通の普遍的に受け入れられた考えや価値」である。そして人びとが真の共同体を形成するのは、「かれらの相互関係が人倫によって生気を与えられ滲透せられたばあいにおいて、またそのかぎりにおいて」¹⁴⁾である、とヘーゲルは主張する。この人倫の契機こそ、個人の生活を規制する倫理的な力であり、かつまた、他の国家に対しての個性を獲得せしめるところの最重要因子である、とするのである。

ヘーゲルのように人倫と呼ぼうと、あるいは常識と呼ぼうと、用語の問題はさておき、これらのものが〈人びと〉の内部で瓦解したとき、または外圧によって突如として変えられたとき、〈人びと〉は方向感覚を失った鳥のように滅亡の危機に瀕することであろう。逆にこれらが安定しているときには、よく個人を捕捉し、かれの自己抑制の原理として立ち働くと考えられるであろう。

II. 国民の形成

明治初期、福沢諭吉は『学問のすすめ』のなかで、「日本にはただ政府ありて未だ国民あらずと言ふも可なり」と書いた。ここにいう国民とは、ヨーロッパ近代史に登場してくる国家(nation state)のnationを指す。しかしネーションそのものは多義的であって、文脈に応じて国民や国家や民族やに邦訳し分けられるのがつねである。では、なぜネーションの一語のなかに国民と民族が混在するのか；なぜ近代の nation state といえはふつう国民国家と訳されることが多いのであろうか。

それに答えるためには、近代の nation state の誕生の歴史的経緯を知らねばならない。結論を先に示せば、国家形成以前にすでに存在していた民族を素材にして国民と国家が形成されていった、と概括できる。複数の民族を統合してひとつの国家を形成した場合もあれば、ひとつの民族が人為的に引かれた国境線によって両断されて、同民族でありながら一方は甲国民、他方は乙国民となった場合もある。その意味で民族はいわば自然的な生成物であり、国民は法人格の一体感を意識して作り出された人工の産物であるといえよう。

その国民形成の過程は、西洋諸国にとって容易な問題ではなかったであろうと想像される¹⁵⁾。なぜとって、か

の地では数多くの民族がそれぞれの価値体系を擁して併存していたからである。

それに比較すれば、日本の場合には、アイヌ族や琉球族がいたものの、大部分の〈人びと〉は大和民族として一括できたこと、加えて、島国という明白に限られた土地に住んでいたことなどの理由により、国民形成は少くとも西洋諸国よりも円滑に運ぶ条件が整っていたといえるであろう。

とはいえ日本でも国民形成はやはり難事業であったにちがいない。政治のための機構や制度はなんとか目鼻がついたけれども、「未だ国民あらず」という論吉の言葉は端的にそのことを示すものである。

江戸時代の封建的分権制下にあつては、武士の意識は藩どまり、百姓にいたっては村どまりであつて、それ以上に大きな普遍的枠組、つまり国家や日本とかの意識は持ちあわせていなかった。それが明治になってはじめて国家をもつにいたるのだが、国家のイメージがとんと浮かんでこない。そこで思案の結果、天皇への忠誠心を養成して、忠君→愛国の順序で国家を認識させようという方法が採用される運びとなるのである。

歴史に通じたある小説家は、当時の九州で生まれたエピソードを紹介しているが、それによって、国家の意識を持つ国民をいかにして作り上げていくかの苦勞と、その舞台裏をうかがい知ることができよう——「天皇様というのは、お前らどういってお方が知らんだらうが、お稲荷様は知っていよう。お稲荷様は正一位というえらい位の方じゃが、その正一位という位をくださるのが天皇様じゃ」⁶⁾。

このような過程を経て江戸時代の四民は、中央集権的明治国家の平等な国民になっていった。かれらは国民としての権利を入手すると同時に、それとひきかえに義務を背負い込んだ。それまでの百姓なら年貢を払いさえすれば、あとは政治の世界とはほとんど没交渉で気楽に暮せたであろうが、今後は国民という法人格の一員として国家的政治生活のなかに組み込まれていくことになるのである。

それはまさに変身であつた。その変身の普遍的な意味を、ルソーは正確にこう指摘している——「国民というものをあえてこしらえようとくわだてる人は、いわば人間の本性なるものを変えうるといふ自信がなければならぬ。それはそれだけで一個の完全なかつ孤立した全体であるところの各個人をもっと大きな一つの全体の部分に変え、このものからその個人は何らかの仕方であつて生と存在を受けるといふふうにするに過ぎない。自然的なかつ独立的な在り方に代るに部分的なかつ精神的な在り方をもつてするということである。人間から彼の固有の力を取り去って、……他人の助けなしには用いることの

できぬ力を彼にあたえなければならぬのである」⁷⁾。

既述のように、民族を素材として国民が形成された。その国民が主体であり同時に客体であるところの政治体、近代国家である。ゆえに国民国家(nation state)のなかに民族の契機が含まれるのは当然なのである。そして、筆者が国家の価値的側面を論じたときにしばしば用いたあの〈人びと〉とは、実はここでいう民族に近い概念であつたのである。ここに、民族と国民と国家をめぐる前掲の疑問に対する解答があるといえるだろう。

ところで、ネーションの語のなかに民族と国民がダブっていることは、福沢論吉の言説にも見てとることができるように思う。なぜとて論吉は国体の定義を下したのち、こう自問自答しているからである——「此国体の情の起る由縁を尋るに、……最も有力なる源因と名く可きものは、一種の人民、共に世態の沿革を経て懐古の情を同ふする者、即是なり」⁸⁾。

ここにいう人民が、契約によって市民社会的国家を設立する人民でありえず、むしろ例の〈人びと〉であること、いうまでもない。世態の沿革を経た者とは、前出のパークのいうところの、過去と現在と未来の三世代にわたる組合のパートナーたちを指すであろう。そしてまた懐古の情とは、啄木のあの歌、「ふるさとの訛なつかし、停車場の人ごみの中にそを聴きにゆく」に詠みこまれたところの、あの〈人びと〉の共感であるにちがいない。

(未完、以下次巻)

註

- 1) 拙論「民主主義イメージの分析と人権の現状(IV)」(『名古屋工業大学学報』第37巻, 1985年), 81頁。
- 2) カール・マルクス『ヘーゲル法哲学批判序論』(真下信一訳, 大月書店, 昭和46年), 330頁。
- 3) 昭和61年5月29日に中部大学1~4年生政治学受講者を対象に行なったものである。
- 4) ポール・ヴァレリー『現代世界の考察』(寺田透他訳, 筑摩書房版『ヴァレリー全集12』, 昭和43年), 頁。
- 5) トゥーキューディデース『戦史 上』(久保正彰訳, 岩波書店, 昭和46年), 253頁。
- 6) 田中成明「日本の法文化の現況と課題——権利主張と裁判利用をめぐる」(『思想』No.744, 岩波書店, 1986年6月号), 14頁。
- 7) 前掲論文, 15, 19頁。
- 8) カール・マルクス「ユダヤ人問題のために」(前掲『ヘーゲル法哲学批判序論』, 305, 304頁。
- 9) モーリス・クラクストン『自由——哲学的分析』(小松茂夫訳, 岩波書店, 昭和51年), 78頁。
- 10) エドモンド・パーク『フランス革命論』(鍋島能正訳,

- 理想社, 昭和42年), 100~101頁.
- 11) 黒岩 徹, 毎日新聞, 1980年7月13日.
 - 12) 高坂正堯『国際政治——恐怖と希望』(中央公論社, 昭和41年), 18~19頁.
 - 13) 以下のヘーゲルの国家論については, Z. A. ベルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学 (上) 課題と展望』(藤原保信他訳, 御茶の水書房, 昭和55年)に負うところ大である。わけても第1章「ヘーゲルの国家概念」(ベルチンスキー)および第5章「ヘーゲル『法の哲学』の構造」(K. H. イルティング)から示唆を得た.
 - 14) 前掲書, 9頁.
 - 15) たとえば木村尚三郎『ヨーロッパからの発想』(角川書店, 昭和58年), 51頁参照——「そういう時代だからこそ, 出来たばかりの国民国家を本当の意味でま
 - とめるために, 国語の統一と, 国家統一の歴史が必要だった。国家がどのように生成発展してきたかが, 19世紀のヨーロッパ人にとっては大問題であり, それゆえに, 19世紀のヨーロッパ人はかつてなく歴史に目覚めた人々となった」.
 - 16) 司馬遼太郎「日本史から見た国家」(『歴史の世界から』, 中央公論社, 昭和58年), 115頁.
 - 17) ジャン・J. ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳, 岩波書店, 昭和41年), 62~63頁. ただし読み易さを考慮して, 引用の訳文はマルクス, 前掲書, 312頁によった.
 - 18) 福沢諭吉『文明論之概略』(岩波書店, 昭和55年), 37頁. なお, 福沢の国家論その他について, 丸山真男『「文明論之概略」を読む 上』(岩波書店, 昭和61年)に啓発されるところが多かった.